

入会誓約書兼同意書

私は、駿河道場・富士山道場に入会するにあたり、以下の会員規約要項を熟読し、内容を理解した上で会員規約に同意し遵守します。
規約に従い、規約にそぐわぬ行為を行った場合、速やかに道場側の指示に従う事を誓います。

保護者サイン: _____ 印
(入会者が18歳未満の場合保護者サインが必要)

誓約日付: ____ / ____ / ____

入会者サイン: _____ 印

印

印

会員規約

駿河道場・富士山道場(以下「当ジム」)で指導している格闘技は、大きな危険(死亡や重大な障害含む)を内包したスポーツであり、また、安全を確保する技術や設備が完全ではないことを良く認識してください。インストラクターの指示を尊重し、事故が発生しないように最大限の注意・努力を行い、安全確保について十二分に留意して利用してください。

■当ジム利用について

- ・トラブル、怪我、死亡事故等防止のため、練習中は責任者・コーチの指示に従ってください。
- ・怪我等に備え、スポーツ保険等の加入をお願いします。
- ・他の会員に迷惑のかかる行為、不快な行為を行った場合、除名処分となる場合があります。
- ・当ジムに不利益にあたる行為を行った場合、除名処分、および法的措置を取る場合があります。
- ・他のスポーツジムと違い、対人練習が必要な為、コミュニケーション・挨拶は積極的に行いましょう。
- ・他のジムへ出稽古を行う場合、必ず責任者・コーチに相談してください。
- ・プロ・アマを問わず、試合に出場する場合、申し込み前に必ず責任者・コーチに相談してください。
- ・当ジムの用具を使用した場合、必要であれば消毒を行い、必ず元の位置に戻してください。
- ・当ジムの用具が破損してしまった場合、怪我防止のため、速やかに申告してください。
- ・私物を置く場合、匂い等に注意し、清潔に保ってください。
- ・体液等が用具に付着した場合、速やかに清掃・消毒を行ってください。

■退会について

- ・退会届けを責任者・コーチに提出してください。
- ・引き落とし停止処理の関係上、退会月の前月10日までに退会手続きを完了してください。
(例:5月末で退会する場合、4月10日まで)
- ・滞納がある方は済み次第、退会手続きが完了します。
- ・指定日までに退会届けを提出されても完了できない場合は次月以降に持ち越しとなります。
- ・未納2ヶ月にて退会扱いとなりますのでご注意ください。
- ・トラブル防止のため電話やemailでは受け付けておりません。

■休会について

- ・休会期間は最長6カ月となります。6カ月を超える場合は退会扱いとなります。
- ・休会届けを責任者・コーチに提出してください。
- ・引き落とし停止処理の関係上、休会月の前月10日までに休会手続きを完了してください。
- ・滞納がある方は済み次第、休会手続きが完了します。
- ・休会は登録維持費が月額1500円かかります。
- ・トラブル防止のため電話やemailでは受け付けておりません。